

厚生大臣 林 讓 治

兒童福祉施設最低基準の特例に関する省令

1 昭和二十三年十二月二十九日から引き續いて存している兒童福祉施設であつて、昭和二十四年十二月三十一日において、土地の状況その他特別の事由により、その設備及び職員の数につき、兒童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三號以下最低基準という。）で定める規定により難いものは、最低基準第百十條の規定にかかわらず、當分の間、これによらないことができる。但し、國及び都道府縣以外の者の設置する兒童福祉施設においては、都道府縣知事の認可を受けなければならぬ。

2 前項但書の規定により認可を受けることのできる兒童福祉施設は、最低基準第百十條第二項但書の認可を受けたものでなければならぬ。

3 第一項但書に規定する兒童福祉施設については、昭和二十五年六月三十日まででは、その設備及び職員の数につき、同項但書の認可があつたものとみなす。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年一月一日から適用する。

幼稚園教育課程研究協議會

開催について

文初第一四號

昭和二十五年一月十六日

文部省初等中等教育局長

都道府縣教育委員會
知事 殿

幼稚園教育課程研究協議會開催について

このたび幼稚園の教育課程及び保育要領の改訂について本省内に協議會を設置し、この教育につき調査研究を重ねてきました。各方面からの熱望もあり、地方の實情も充分考慮する必要もあると思はれますので、各地區に研究協議會を開催することになりましたから、別紙要領をご了知の上、貴管下幼稚園關係者をご選定の上、はげんさせるよう何分のご配慮を願います。

幼稚園教育課程研究協議會要領

1 趣 旨

幼稚園の教育課程及び保育要領の改訂につき、地方の實情を充分考慮するとともにその趣旨を廣く徹底させ幼児教育の諸問題について研究協議し、この教育の發展を期することを目的とする。

2 主 催 文部省

3 會場、會期及び人員

會場縣 參加都道府縣及びその參加人員 會期 人員

宮城縣 北海道(6)青森(3)岩手(3)宮城(10)秋田(3)山形(3)福島(6)栃木(3)群馬(5)茨城(4)新潟(3)埼玉(6)千葉(5)東京(44)

靜岡縣 神奈川(9)富士山(3)石川(7)福井(8)山梨(3)長野(3)岐阜(5)靜岡(1820)愛知(15)三重(7)滋賀(6)京都(6)

兵庫縣 大阪(20)兵庫(38)奈良(4)和歌山(3)鳥取(3)島根(3)岡山(15)廣島(8)山口(4)徳島(15)香川(8)愛媛(4)高知(3)福岡(5)佐賀(4)長崎(4)熊本(4)大分(5)宮崎(3)鹿児島(3)

熊本(4)大分(5)宮崎(3)鹿児島(3) 2月10, 11 155人

4 時間割 2月21, 22 106人

第一日	開會式	900	午前
	デモンストレーション及びその研究協議	950	
第二日	音楽とリズム	1200	午後
		1300	
	教育課程等討議研究	1600	後
	閉會式		

5 參加資格

國立、公立、私立の幼稚園園長、教員及び指導主事並びに幼稚園教員養成所關係者の中から都道府縣教育委員會及び都道府縣知事が選定した者。

6 その他

- (1) 參加者中宿舍希望者はその旨會場縣の教育委員會に速やかに連絡すること
- (2) 參加者には、手當、旅費等は支給しない
- (3) 食糧は各人が準備すること
- (4) 各都道府縣の參加代表者は、その都道府縣の幼稚園の現況及び研究物(主として教育課程に關するもの)等參考となるべき印刷物五十部を持參すること

7 講師 委員及び本省員

(文部省初等教育課)

おわびとお断はり

- 一、前號(第四十九卷・第一號)中「子供讀歌」の中の清水義雄氏とあるは、良雄氏の誤りです。
- 二、同じく前號中、及川ふみ氏を、個所により、フミ子、文子等とかきましたことは誤りです。
- 三、倉橋主幹の「子供讀歌」は都合により今月は休みました。大變好評を戴いてをり、讀者の方々には御氣の毒ですが、御諒解下さい。
- 四、同じく好評連載中の竹田俊雄先生の「保育文獻解説」も都合により二月は休載としました。御諒解下さい。
- 五、前號の印刷・組版が大變まづろ行き、各位に御迷惑をかけたました事を深く相すまなく存じてをります。(編輯部)